TEUCON?

### 障害者虐待防止法



この法律は、障害のある人の権利利益を守るための法律です。

障害のある人に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障害のある人の 自立及び社会参加にとってその虐待を防止することは極めて重要です。

この法律では、障害のある人に対する虐待の禁止、その予防及び早期発見などについての国・地方公共団体などの責務と役割、虐待を受けた障害のある人の保護や支援等について定められています。

また、障害者への虐待を発見した人には、市町村や県への通報が義務づけられています。



しいます。 にいます。
にはいいでは、では、でき者とはでき者基本法に規定されるでき者と定義しています。



### はおがいしゃ きゃくたい ぼう し ぼう にょうがい しゃ きゃくたい つき ぶんるい でき者 虐待 防止法では、障害者 虐待を次のように3つに分類しています。

### ①養護者による障害者虐待

身辺の世話や身体介助・金銭の管理などを行っている、障害のある人の家族・ 親族・同居人等からの虐待です。

### ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の従事者等による虐待です。

#### ③使用者による障害者虐待

しいがいしゃ こよう しい ないない しまる けいれたかどうしゃ できたい 原 るうどうしゃ 障害者を雇用する事業主や事業の経営担当者による虐待、また、他の労働者に よる障害者虐待を放置することも該当します。



障害者虐待防止法では、通報又は留出を受けた市町村等の職員は、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています。

通報者や届出者の個人情報が他へ漏れることはありません。

平成28年2月改訂

## 

~知っていますか?障害者虐待防止法~

虐待を受けていても何も言えず苦しんでいる障害のある人がいます。

もしかしたら私たちも、気づかないうちに を持をしたり、見過ごしたりしているか もしれません。

障害者虐待を身近な問題としてとらえ、 正しい知識を身につけることが虐待の 防止につながります。



もしかしたら はらがい じゃ ぎゃくだい 障害者虐待かな・・

章書者虐待について 相談したい・・

こんなときは

### お住まいの市町村にある「市町村障害者虐待防止センター」 または

### 「奈良県障害者権利擁護センター」へご連絡ください。

- ■市町村障害者虐待防止センター (各市町村にお問い合せください)
- ■奈良県障害者権利擁護センター (奈良県障害福祉課内)

電話: (平日日中 (年末年始のぞく) 午前8時30分~午後5時15分) 0742-27-8516 (専用回線)

※お急ぎの場合は、上記時間以外でも

10742-22-1001 (県庁 夜間休日代表電話) にご連絡ください。

FAX: 0742-22-1814 (奈良県障害福祉課)

メールアドレス: syogai@office.pref.nara.lg.jp (奈良県障害福祉課)

ッララアラとラー はあい ないよう かくにん よくかいちょうび ※FAX、メールでの通報等の場合、内容の確認は翌開庁日になります。

# **邓州**

「障害者虐待防止法」では、次のような行為を障害者虐待としています。



暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。 身体を縛りつけたり、医療的必要性に基づかない投薬により 身体の動きを抑制すること。

・なぐる・蹴る・たたく・つねる・やけどをさせる・無理やり食べ物や飲 もの くち い み物を口に入れる・縛りつける・医療的必要性に基づかない投薬で動き を抑制する など



身体にやけどや小さな傷が頻繁にみられる 回復状態がさまざまに違う傷、あざ、やけどがある 急におびえたり、こわがったりする 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない 傷やあざの説明のつじつまが合わない 手をあげると、頭をかばうような格好をする

下記のチェックリストは、虐待の兆候に気づくためのチェックリストです。

見過ごさないために

しかし、虐待が起こっているときは、実は小さくても「虐待のサイン」が出されていることが多いのです。

できただ。 虚待をしていても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害のある人自ら

身体的虐待 のサイン

性的虐待

本人が同意していない性的な行為やその強要。

(表面上は同意をしているように見えても、本心からの同意かどうかを 見極める必要がある。)

・性交・性器への接触・性的行為の強要・裸にする・キスする・わいせ な事例 つな言葉を言う、言わせる・わいせつな画像を見せる など



エ門や性器からの出血、傷がみられる

SOSを出すことができないことがよくあります。

周囲の人の体をさわるようになる

ひと曽を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる

はい、不規則な睡眠、夢にうなされる

せいてきぎゃくたい性的虐待 のサイン

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって 精神的に苦痛を与えること。

具体的

・「バカ」「あほ」など障害のある人を侮蔑する言葉を浴びせる・怒鳴る・ たまくち いっぱんかま い まかま い まつか 悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような あっか 扱いをする・意図的に無視する など



かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる

身体を萎縮させる

おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす

自傷行為がみられる

はく へんか はば せっぱくしょうがい かしく きょばく 食欲の変化が激しい、摂食障害 (過食、拒食) がみられる

無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる

心理的虐待 のサイン

放棄・放任 (ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な 福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などにより障害者の 生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと。

・食事や水を与えない・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・ 排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・病院を受診させない・学校に **な事例** 行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する・同居人に よる虐待を放置する など



からだ。いいゅう、メニピ かみ つめ の きたな ひふ かいよう 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍 ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着

体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる

から、くうふく、ララた 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる

びらき 病気やけがをしても家族が受診を拒否する、受診を勧めても行った気配がない

がこう しょくば で 学校や職場に出てこない

放棄・放任 のサイン

経済的虐待

本人の同意なしに、(あるいはだますなどして) 財産や年金、 賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理 由なく制限すること。

・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用 する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なし に年金等を管理して渡さないなど



働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない

においまうせいかっ ひつよう きんせん わた 日常生活に必要な金銭を渡されていない

なんきん ちんぎん かんり 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない

しさん ほゅうじょうきょう せいかつじょうきょう らく さ はげ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい

経済的虐待 のサイン

セルフ ネグレクト ※セルフネグレクト(自己による放任)について〉

セルフネグレクトについては、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、 このようなサインが認められれば、支援が必要である可能性が高いと考えられます。



**倉間でも爾戸が閉まっている** 

でかき。 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている

ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする

セルフネグレク